

都市計画道路豊里矢田線道路予定地
におけるにぎわい創出事業
事業者募集要項
(公募型プロポーザル方式)

令和 7 年 6 月
大阪市城東区役所

第1 事業概要

1. 趣旨

大阪第4のターミナルである京橋駅周辺地域は、平成29年8月に大阪の都市再生を進める上で、重要なエリアとして都市再生緊急整備地域に指定され、ターミナル駅にふさわしい複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、歩行者ネットワークの向上等をめざして、まちづくりの検討が進められています。

本件用地は、各線京橋駅周辺地域の北東側に位置し、幹線道路である国道1号に接するとともに、都市計画道路豊里矢田線の道路予定地の一部となっていますが、用地の取得やJR片町線・東西線の連続立体交差事業の進捗が前提であり、現時点では道路の整備には至っておらず、景観面や本件用地の有効活用といった点で課題となっています。

一方、城東区は、人口密度が大阪市内でも高く、多くの方に「住みやすい」と評価いただくなど、「住のまち」として発展していますが、城東区役所（以下「区役所」という。）としては、交通や買物に便利という理由だけでなく、地域コミュニティや都市魅力を理由としてまちに愛着を感じ、また、年齢を問わず、「つながり」や「きずな」を感じるまちづくりへの取組を強化していく必要があると考えています。そこで、交通が至便であり、人の流れも旺盛な本件用地のポテンシャルを活かし、地域住民をはじめ多くの方々が集い、交流することを通じて、コミュニティの醸成やにぎわいが演出できる空間を創造していきます。

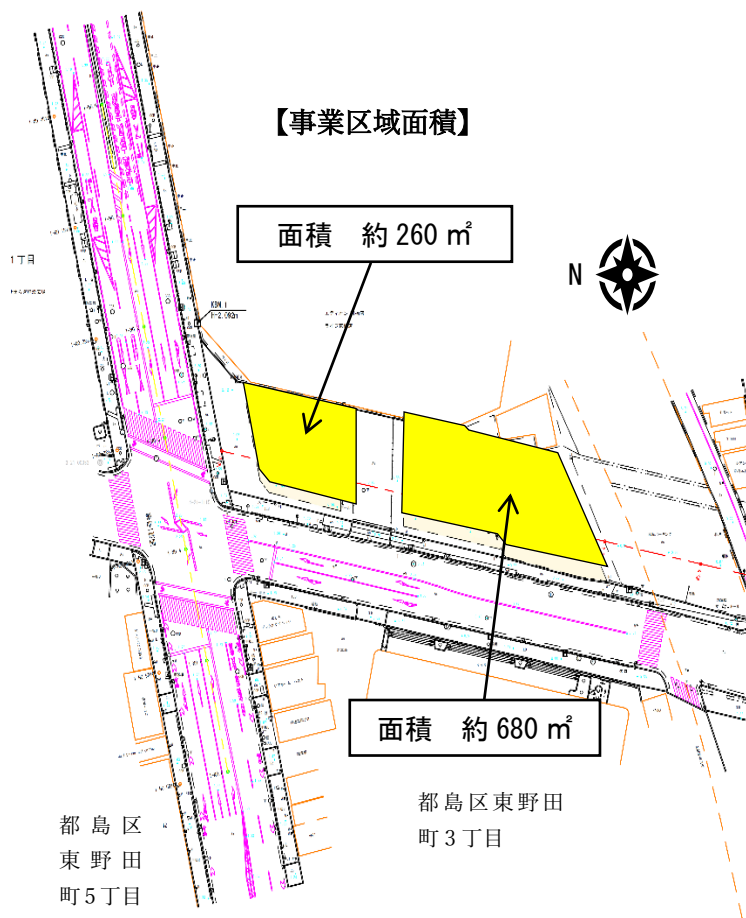
事業実施にあたり、民間事業者の自由な発想とノウハウによって、にぎわいづくりや交流促進につながる事業提案を、公募型プロポーザル方式により広く募り、学識経験者等からなる選定会議での意見を参考に最も優れた提案を行った応募者を事業予定者として選定します。

2. 事業対象区域概要



(1) 場所

都市計画道路豊里矢田線道路予定地（大阪市城東区蒲生1丁目9番）



(2) 事業区域面積

約 940 m² (概測)

(3) 交通条件

各線「京橋」駅より徒歩約 6 分 (約 500m)

大阪シティバス「蒲生桜小橋」より徒歩すぐ

(4) 接面道路等の状況

北側：国道 1 号 西側：都市計画道路豊里矢田線

(5) インフラ設備の状況

- ・電気／無
- ・上下水道／無
- ・ガス／無

3. 事業コンセプトと基本方針

事業コンセプトは『城東区民を中心としたコミュニティの醸成、にぎわいが演出できる空間の創出』とし、次の 4 つの基本方針を設定します。

- ア 土地の有効活用
- イ 桜小橋エリアのブランドイメージ向上
- ウ にぎわいづくりや交流促進につながる空間と施設等の整備
- エ 地域に根ざした拠点づくり

4. 実施内容

(1) 事業提案を求める内容

事業対象区域の立地特性を最大限に活かし、来場者が快適に過ごし、安心して利用できるよう空間形成・動線に関する工夫やイベント等のにぎわい創出、コミュニティ醸成など、民間事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力を発揮いただき、次の①～③の事業をすべて一体的に実施する事業予定者を募集します。事業予定者自らの収益で実施することを前提に、実現性のある提案を行ってください。なお、事業対象区域外の活用等の提案は不可とします。

① にぎわいづくり・交流促進施設その他必要施設の設置運営

事業対象区域において、本件対象地の立地特性を活かすとともに、「3. 事業コンセプトと基本方針」に基づいた、本エリアのブランドイメージ向上、にぎわいづくりや交流促進につながるような工作物又は設備等並びに来場者が利用できるトイレ及び自転車駐輪場（以下「事業施設」という。）について、具体的な整備計画、運営形態、活用方法、安全・環境衛生対策及び維持管理の提案を求めます。なお、トイレについては、近隣施設等との協議調整により確保することも可能とします。

② 地域に根ざした拠点づくり

事業対象区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、地域の活性化に取り組む団体（地域活動団体を含む）や企業等と協働した、地域に根ざしたまちづくり活動の連携形成に資する取組みの提案を求めます。

③ 管理運営事業

事業実施にかかる管理運営上の事項について提案を求めます。

- ・広報及び宣伝の方法
- ・事業収支及び人員配置
- ・渉外対応
- ・災害発生時その他緊急時における事業施設利用者の安全確保、避難誘導及び連絡体制
- ・事業実施に係るリスク回避策など

（2）契約に関する事項

・「第4 事業予定者の選定」において事業予定者の選定後、区役所と事業予定者の間で、都市計画道路豊里矢田線道路予定地におけるにぎわい創出事業に係る協定書（以下「協定」という。）を締結するものとします。

・あわせて、事業予定者が独占排他的に事業実施する区域は「事業区域」とし、区役所が道路管理者（大阪市建設局）から道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく道路の占用許可を受けたうえで、区役所と事業予定者との間で、事業区域の事業実施に係る契約（以下「事業実施契約」という。）を締結するものとします。

- ・この事業実施契約にかかる連帯保証人は免除とします。
- ・事業実施契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。
- ・事業予定者が所有する事業施設の日常的な運営、維持管理は事業予定者が行います。
- ・本事業の期間満了後、改めて事業者募集を行う場合には、本事業の実績を考慮することがあります。

（3）実施期間

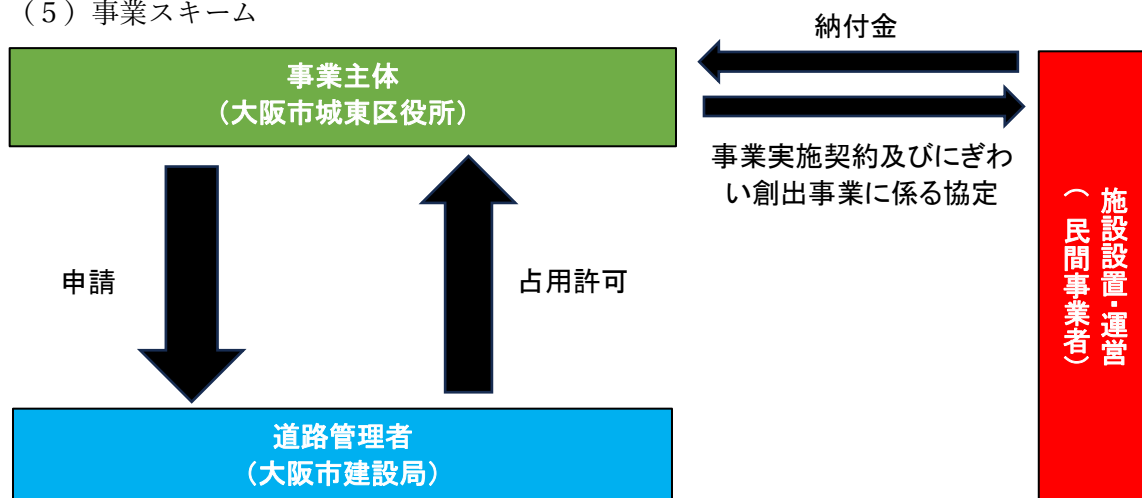
- ・本事業の実施期間は、事業実施契約の締結日から令和12年3月31日までの間とします。
- ・区役所が道路管理者から受ける占用許可の期間は、3～5年間で予定されています。占用許可は、更新されることがあります。

- ・実施期間には、事業施設の設計及び設置に要する期間、並びに撤去及び原状回復に要する期間を含みます。
 - ・事業施設は、令和8年1月1日（木）までに供用を開始してください。なお、段階的な供用開始を計画する場合は、上記の日までに事業施設の一部を供用開始してください。
 - ・本事業の実施期間に関わらず、次に該当すると認められる場合は、協定又は事業実施契約を解除します。この場合、事業予定者は、本市に対して、既納の納付金の還付、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることができず、また、本市に損害がある場合は事業予定者にその賠償を請求することがあります。
- ① 道路管理者から道路法による事業許可を取り消された場合又は期間満了後更新されなかった場合
 - ② 事業予定者が本募集要項、協定、事業実施契約又は関係法令に違反する行為を行った場合
 - ③ 事業予定者が協定又は事業実施契約で定める債務を履行せず、かつ区役所が催告をしても相当期間内に履行がされる見込みがないと区役所が判断した場合
 - ④ 事業予定者が支払不能を表明した場合、解散若しくは営業停止、民事再生手続の申立て（自己申立てを含む。）、破産手続開始、会社更生手続開始、会社整理の開始、特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）その他これに類する法的倒産処理手続の申立てがあった場合、手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ⑤ 事業予定者において営業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て又は仮処分の申立てを受けた場合
 - ⑥ 区役所と事業予定者の間の信頼関係が失われた場合など、本事業を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- ・協定が解除された場合は、同時に事業実施契約も解除されるものとします。また、事業実施契約が解除された場合は同時に協定も解除されるものとします。

（４）費用の負担

- ・本事業の実施にあたり必要な経費は、すべて事業予定者が負担するものとします。
- ・事業予定者は、事業実施契約に基づく相応の納付金を本市に支払う必要があります。
- ・納付金についての詳細は「第2 事業条件、5. 納付金等」を参照してください。

(5) 事業スキーム



※区役所が道路管理者から占有許可を受けた本件用地において、事業予定者に、「第1 事業の概要、3. 事業コンセプトと基本方針」の実現に資する施設の設置・運営（維持管理を含む。）を実施していただきます。それに要する費用は事業者の負担とし、本市からの経費支出はありません。

第2 事業条件

1. 土地に関する条件

(1) 事業区域内では、事業施設を設置することができますが、「第2 事業条件 2. 事業施設の設置等に関する条件(1)」を満たす必要があります。

(2) 事業区域内に、事業施設の利用者の動線を確保するなど、アクセス面について考慮してください。

(3) 事業区域の土地は、現状有姿で引き渡します。

(4) その他、土地の使用にあたっては、道路管理者の許可が必要となる場合がありますので、事前に道路管理者と協議を行う必要があります。実施期間中は、道路管理者から道路管理の観点から必要とされた指導等が出された場合、その指導等に従わなければなりません。また、道路管理者においてやむを得ない事情があり事業区域を使用しようとするときは、協力しなければなりません。

2. 事業施設の設置等に関する条件

(1) 事業施設は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合するような計画とするとともに、必要な行政協議等は事業予定者が自ら行うこととします。

(2) 事業施設の用途は、「第1 事業の概要、3. 事業コンセプトと基本方針」の内容を踏まえたうえで、周辺住民及び周辺環境への配慮がなされたものとしてください。

(3) 事業施設のデザインは、「第1 事業の概要、3. 事業コンセプトと基本方針」に基づき、事業対象区域を含む桜小橋エリアのブランドイメージ向上につながるものであるとともに、周辺の景観にも配慮がなされたものとしてください。

(4) 事業施設に必要なインフラ設備（上下水道・電気・ガスなど）については、各インフラ事業者との協議も含め事業予定者が自ら行うこととします。

(5) 事業施設の設計においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」（平成18年法律第91号）をはじめとする関係法令等に基づき、事業施設の利用者の移動等の円滑化に十分配慮してください。

(6) 事業施設の設計・工事にあたっては、事業予定者から提案のあった内容についての区役所を含めての関係先協議（提案内容協議）が必要であり、関係先協議が完了しなければ着手することはできません。協議の結果、補正等が生じた場合はその指示に従ってください。

(7) 事業施設は事業許可期間内の仮設物であり、不動産登記法（平成16年法律第123号）における建物ではないため、事業施設を登記することはできません。

(8) その他必要に応じて関係機関と協議してください。なお、道路管理者との協議は区役所を通じて行ってください。

3. 事業施設の営業形態に関する条件

(1) 消防法（昭和23年法律第186号）その他関係諸法令、条例、規則、要綱及び要領等を確認のうえ遵守する必要があります。その確認又は必要な行政協議等は、事業予定者が自ら行ってください。

(2) 営業時間及び定休日等は事業予定者の提案事項としますが、実施にあたっては、地域との調整が必要となります。また、事業施設営業時やイベント時の音環境については、周囲への配慮を前提に過度なものは認めないこととし、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）に基づき生活環境の保全等に関し必要な措置を講じなければなりません。

4. 安全対策

(1) 事業の実施にあたっては、災害時等に備えて万全の対策と連絡体制等の構築が必要です。また、災害発生時には、道路管理者等関係機関の指示に従い適切に対応してください。

(2) イベント開催時など、通常よりも混雑する場合の安全対策や、災害時の避難誘導、連絡体制等について、開催の都度、所管警察等関係機関との協議が必要となります。

5. 納付金等

<事業実施に係る納付金>

(1) 事業予定者は、事業実施契約に基づき区役所に納付金を支払う必要があります。

(2) 納付金額は月額162,008円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

(3) 納付金は毎月区役所が指定する期限までに一括して支払ってください。

(4) 事業予定者による事業実施料の支払いに遅延があった場合、区役所はこれを「第1 事業

概要 4. 実施内容（3）実施期間⑥」の信頼関係が失われた事由とすることができることとします。

＜事業実施に係る保証金＞

（1）事業予定者は、事業実施契約締結と同時に、保証金として納付金の6か月分相当額を区役所に預託してください。

（2）区役所は、保証金をもって納付金その他事業実施契約に基づき生じた事業予定者の債務に充当することができ、その順序は区役所が指定します。この場合、保証金を充当してもなお不足が生じたときは、事業予定者は、区役所の請求により直ちにその不足額を支払うこととします。

（3）事業実施契約が終了し、事業予定者が原状回復して返還したとき、区役所は保証金を事業実施契約に基づく事業予定者の未払いの債務に充当し、その残額を事業予定者の請求により事業予定者に返還します。

（4）事業予定者は、保証金をもって、事業実施契約に基づき発生する事業予定者の債務の弁済に充当することを請求できません。

（5）保証金には利息を付しません。

6. 事業計画書及び事業報告書の提出

（1）事業予定者は、協定締結後速やかに、「事業計画書」を書面により区役所に提出し、その承諾を得なければなりません。社会環境・情勢等の変化及び行政協議・関係者調整により、公共公益上の観点からやむを得ず「事業計画書」を変更する必要がある場合も同様とします。

（2）「事業計画書」には、次の事項を記載するものとします。

- ・各事業施設設置のコンセプトに関すること（設置理由、規模など）
- ・事業施設の整備計画、運営形態（業種及び運営時間、生活環境の保全等に関して講じる措置の内容等）、活用方法、安全・環境衛生・防災対策及び維持管理（頻度・手法・範囲等）に関すること
- ・地域の活性化に取り組み、企業や団体（地域活動団体を含む）等と協働した、地域に根ざしたまちづくり活動の連携形成に資する取組みに関すること
- ・広報及び宣伝に関すること
- ・事業収支及び人員配置に関すること
- ・渉外対応に関すること
- ・災害発生時その他緊急時における事業施設利用者の安全確保、避難誘導及び連絡体制に関すること
- ・事業実施に係るリスク回避策に関すること
- ・その他事業の実施及び評価に必要と認められること

（3）事業予定者は、「事業報告書」を本市の会計年度毎に毎年度作成し、毎年度終了後20日以内に区役所に提出するものとします。

（4）「事業報告書」には、次の事項を記載するものとします。

- ・事業の実施状況

- ・事業施設全体及び事業施設毎の利用状況
- ・事業にかかる経費等の収支状況
- ・その他事業実施状況を把握するために必要な項目（事業効果など）
- ・今後の事業の見通し又は方向性

（５）事業予定者は、区役所から事業報告の内容について意見等を付された場合又は必要な資料の提出等を求められた場合は、やむをえない事情がない限り、意見等に応じ、資料を提出するものとする。

7. 原状回復義務

（１）事業予定者は、本事業の実施期間の満了日までに又は協定若しくは事業実施契約の解除日から区役所及び道路管理者が指定する期日までに、道路管理者と事前に協議したうえで、事業施設を撤去し、自らの負担と責任のもと原状に回復のうえ区役所及び道路管理者立会いのもと返還してください。ただし、区役所及び道路管理者が特に認める場合はこの限りではありません。

（２）原状回復にかかる費用は、事業予定者が負担することとします。

（３）原状回復にあたり、その内容や方法、スケジュール等について、事前に区役所及び道路管理者に対し書面により申し出るものとします。

（４）事業予定者が、原状回復を行わない場合、保証金をもって区役所がこれを行い、保証金に不足が生じた場合には、事業予定者に対し費用を請求することができることとします。

（５）事業予定者は、区役所から不足額を請求された場合、直ちにその不足額を区役所の指定する方法により支払わなければなりません。

第3 応募条件・応募方法

1. 応募者の構成等

（１）応募者は、事業の実施に必要な資力、信用、技術的能力、管理能力、実績を有する法人及びその他の団体（以下「法人等」という。）、又は複数の法人等によって構成される連合体（以下「連合体」という。）とします。

（２）事業者が連合体を結成して参加する場合は、次の要件をすべて満たしているときに限り可能とします。

・各事業者は、連合体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

・参加申出以後、代表者及び連合体を構成する事業者（構成事業者）の変更は認めない。

・代表者とならない構成事業者にあっては、それぞれ委任状（様式1）を提出すること。

・参加申出時に連合体協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。連合体協定書には、それぞれの構成事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

・単独で参加した事業者は、連合体の構成事業者となることはできない。

・各構成事業者は、複数の異なる連合体の構成事業者となることはできない。

2. 応募者に必要な資格

応募者は、次の基準を満たすことが必要です。連合体による応募の場合は、全ての構成員が次の基準を満たすことが必要です。なお、事業予定者の選定後又は事業の実施期間中においても、次の基準を継続的に満たしていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(4) 法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は登録等(区役所が道路管理者から道路法に基づいて受ける事業許可を除く。)を要する場合においては、当該免許、許可、認可又は登録等を受けているものであること。

(5) 直近3事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税、法人市町村民税の滞納がないこと。

(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(7) 法人等の役員に、次のいずれかに該当する者がいる法人等でないこと。

- ・破産者で復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられた者

3. 応募等のスケジュール

年	月日	曜日	内容
令和7年	6月16日	月曜日	事業者公募開始
	7月11日	金曜日	質問受付締切
	7月17日	木曜日	質問に対する回答の公表
	7月25日	金曜日	参加申出書類及び企画提案書類提出期限
	8月27日	水曜日	プレゼンテーション審査
	9月9日	火曜日	結果通知

4. 質問及び回答

(1) 受付期間及び受付時間

期間：令和7年6月16日(月)～7月11日(金)午後5時まで

※上記以外の日時での質問の提出は受付できません。

(2) 提出方法

所定様式(様式2)により電子メール(アドレス：tq0002@city.osaka.lg.jp)で提出してください。電子メールの件名は「城東区都市計画道路豊里矢田線道路予定地におけるにぎわい創

出事業質問」としてください。電子メール以外の方法（電話、FAX等）による質問は受け付けません。

（３）質問・回答の公表

質問及び質問に対する回答は、令和７年７月１７日（木）に城東区役所ホームページに掲載し、各質問提出者への個別回答は行いません。なお、質問がなかった場合は掲載しないほか、本募集要項に関係のない事項、審査の公平性に影響する事項、単に意見表明と解される内容等と判断するものについては回答しません。また、回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとします。

５．参加申出書類及び企画提案書類の提出方法及び注意事項

（１）受付期間及び受付時間

期間：令和７年６月１６日（月）～令和７年７月２５日（金）（土・日・祝日除く）

時間：午前９時３０分～正午、午後１時～午後５時

※上記以外の日時での参加申出書類及び企画提案書類の提出は受付できません。

（２）提出場所及び提出方法

参加申出書類及び企画提案書類を一括して、「第５ 問合せ窓口」まで必ず持参してください。なお、送付・FAX・電子メール等、持参以外の方法による提出は受付できません。また、参加申出書類と企画提案書類を別々に提出することはできません。

（３）参加申出書類

参加申出に必要な書類は別表１のとおりです。A４縦ファイル（左側２穴）に参加申出書類を綴り、正本１部、副本３部提出してください。正本には、ファイルの表紙及び背表紙にタイトル及び応募者名を記入してください。副本には、ファイルの表紙及び背表紙にタイトルのみを記載し、他に応募者名等がわかる箇所があれば黒塗りするなどし、応募者名等が推定できる記載は行わないでください。

（４）企画提案書類

企画提案に必要な書類は別表２のとおりです。A４縦ファイル（左側２穴）に企画提案書類を綴り、正本１部、副本９部提出してください（選定結果通知用封筒は綴らないでください）。別表２で「様式自由」として様式を特に定めていないものについては、必ずどの項目（例：**【１】（事業コンセプトと基本方針（１）基本的な考え方）**に関する提案なのか明記したうえ、A４縦ファイルに必要な応じて折って綴ってください。正本には、ファイルの表紙及び背表紙にタイトル及び応募者名を記入してください。副本には、ファイルの表紙及び背表紙にタイトルのみを記載し、他に応募者名、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、資本関係等がわかる箇所があれば黒塗りするなどし、応募者名等が推定できる記載は行わないでください。

（５）留意事項

- ・応募者は、参加申出書類及び企画提案書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- ・参加申出書類及び企画提案書類に事業実施する言語は日本語とします。

- ・提出できる案は、1案のみとします。
- ・企画提案にかかる費用は、参加者の負担とします。
- ・採用された参加申出書類及び企画提案書類は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となります。
- ・すべての提出書類は返却しません。
- ・提出された参加申出書類及び企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で事業実施しません（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- ・受付期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）
- ・参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加申出は無効とします。

第4 事業予定者の選定

1. 選定方法

事業予定者の選定にあたっては、学識経験者等で構成する「都市計画道路豊里矢田線道路予定地におけるにぎわい創出事業の事業者選定にかかる公募型プロポーザル方式選定会議」（以下「選定会議」という。）において審査します。審査は、応募者による提案内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。

選定会議は、令和7年8月27日（水）に城東区役所において開催します（非公開）。日時等の詳細は応募者あて別途通知します。

なお、応募者が1者の場合も審査を行います。

2. 審査基準

審査基準は別表3のとおりとします。（100点満点）

3. 審査結果の通知および公表

選定会議による審査結果は、すべての応募者（連合体の場合は、代表者）へ書面により通知するとともに、大阪市城東区役所ホームページに公表します。

また、審査内容及び審査結果に関する問合せ並びに異議等については、一切応じません。

4. 事業予定者の選定

すべての選定会議委員の採点結果を合計し、その点数が最も高かった応募者を事業予定者として選定します。

ただし、選定会議委員の採点結果の平均点数が60点未満の場合は、選定対象とはしません。

事業予定者に選定された者は、本市と協定及び事業実施契約を締結していただきます。万一、協定又は事業実施契約の締結に至らなかった場合、協議の結果提案内容を実施できなくなった場合、又は事業予定者が辞退した場合は、基準点を上回ったもののうち、次に高い得点の応募者が

事業予定者に繰り上がるものとします。

なお、提案をしたすべての応募者の得点が基準点に満たなかった場合、事業予定者はなしとします。

第5 問合せ窓口

担当：大阪市城東区役所市民協働課 地域連携グループ

住所：〒536－8510 大阪市城東区中央3－5－45

電話：06－6930－9734

FAX：050－3535－8685

E-mail：tq0002@city.osaka.lg.jp

大阪市城東区役所ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000654064.html>

別表1 【参加申出書類】

	提出書類	注意事項	様式
1	参加申出書	指定の様式に必要事項を記入すること。	3－1
		〃 (連合体での申請用)	3－2
2	連合体の構成団体に係る委任状	連合体での申請時のみ必要	1
3	誓約書	指定の様式に必要事項を記入すること。	4
4	法人概要届	指定の様式に法人の現在の状況を記入すること。	5
5	経理状況調書	指定の様式に必要事項を記入すること。	6
6	損益計算書及び貸借対照表	直近3年分のものとする。	様式自由 (A4)
7	法人役員名簿	法人にあっては、代表者ほか非常勤を含む役員及びその経営に事実上参加している者全員について記入すること。	様式自由 (A4)
8	定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類	直近のものとする。	様式自由 (A4)
9	法人の登記事項証明書	最新の状態を反映した申請日より3か月以内に発行されたもの	証明書 (写)
10	印鑑証明書	申請者が登録している印鑑で、申請日において発行の日から3か月以内のものとする。	証明書 (写)
11	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書	直近3年分の納税証明書「その3の3」を提出すること。なお、申請日において発行の日から3か月以内のものとする。	証明書 (写)
12	大阪市の法人市民税の納税証明書	直近3年分。大阪市に納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在における法人市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明書を提出すること。なお、申請日において発行の日から3か月以内のものとする。	証明書 (写)

別表 2 【企画提案書類】		
種類	様式	主な内容
表紙	様式自由 (A4)	内容自由 ※正本には応募者名を記載し、副本には応募者名を記載しないこと（マスキング対応可）
目次	様式自由 (A4)	内容自由
【1】事業コンセプトと基本方針		
(1)基本的な考え方	様式自由 (A4)	内容は自由とするが、事業の趣旨及び事業コンセプトと基本方針に即し、にぎわいづくりや交流促進につながるような方策について、文章、図面、イラスト、写真等を用いて説明すること。
(2)イメージパース	様式自由 (A3)	・提案内容を説明するうえで必要と考えるイメージパース ※少なくとも1点は、事業対象区域におけるにぎわいの情景をイメージした表現とすること。
【2】事業計画		
(1)配置図	様式自由 (A4)	・事業対象区域における全体配置計画をわかりやすく記載すること

(2)事業施設	様式自由 (A3)	事業者において整備するすべての事業施設について、次の内容を記載すること。 ・設置方針、配置計画 ・構造、階数、面積、最高高さ、荷重、具体的な用途、席数、その他必要な事項 ・平面図、立面図及び断面図 ・事業施設の出入口位置、必要な寸法等 ・インフラ設備（上下水道・電気・ガスなど）の容量、配線、整備計画等 ・営業形態（業種及び営業時間、生活環境の保全等に関して講じる措置の内容等） ・活用方法（イベント等の実施方針、内容、運営形態等） ・安全・環境衛生対策及び維持管理（頻度・手法・範囲等）の内容 ・想定する利用者層、利用者数 ・周辺住民及び周辺環境への配慮 ・桜小橋エリアのブランドイメージ向上への寄与 ・周辺の景観への配慮 ・利用者の移動時の円滑化への配慮、通行する人の動線への配慮 ・設計、工事、運営準備期間を含めたスケジュール、工程 ※事業施設を賃貸しようとする場合は、賃借人の名称等を記載すること。名称等が記載できない場合は、想定する業種などを記載すること。
(3)地域に根ざしたまちづくり活動との連携形成	様式自由 (A4)	内容は自由とするが、事業対象区域及びその周辺の地域特性を踏まえ、地域の活性化に取り組む企業や団体（地域活動団体を含む）等と協働した、地域に根ざしたまちづくり活動の連携形成に資するものとする。
【3】管理運営事業		

(1)広報及び宣伝	様式自由 (A4)	以下の点を踏まえた、本事業の広報計画について記載すること。 ・当予定地の魅力 ・利用マナーや過ごし方についての意識啓発
(2)事業収支	様式自由 (A4)	以下の各項目について、年度ごとに内訳を明示したうえで、実施期間中のすべての年度分を作成すること。 ・収支計画、資金繰り表、資金調達計画 ・事業効果（集客数、投資額、経済波及効果などについて、根拠を含めて記載） ・事業の収支計画上、工夫した点や効率化を図った内容
(3)経費内訳	様式 7 - 1	・事業施設の整備費（参考見積） ・工事費内訳 ※算定根拠や内訳は必要に応じて別紙添付するなど、詳細に記載すること。
	様式 7 - 2	・営業収益（平年度） ・営業費用（平年度） ※算定根拠や内訳は必要に応じて別紙添付するなど、詳細に記載すること。
(4)人員体制	様式自由 (A4)	・組織体制及び人員体制 ・本事業に資する業務実績
(5)渉外対応	様式自由 (A4)	・近隣住民や施設等との協議調整及び苦情要望への対応策
(6)リスクへの備え	様式自由 (A4)	・事業実施に係るリスクへの考え方 ・災害発生時その他緊急時における安全確保、避難誘導及び連絡体制
【4】その他		
選定結果通知用封筒 (長形 3 号)	1 通	長形 3 号封筒に送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手（320円）を貼りつけたものを 1 通

別表 3 審査基準

審査項目	審査内容	配点
A 全体計画	・本事業の目的及び業務内容を理解したうえで提案されているか。 ・基本コンセプトは、事業目的に合致し、かつ明瞭に示されているか。 ・事業対象区域全体を有効に活用した計画となっているか。	30 点
B 事業の企画内容	・施設等のデザインは、周辺環境との調和に配慮したものとなっているか。 ・施設等のレイアウトは、利用者の誘引性及び利便性、並びに安全面及び環境面について、工夫や配慮がなされたものとなっているか。 ・施設等で行われる事業の内容は、本事業の目的達成に有効なものとなっているか。 ・具体的かつ実現性の高い提案となっているか。 ・柔軟かつ優れたアイデア・企画力を活かした、独創的な提案となっているか。	40 点
C 管理運営能力	・確実に事業を遂行できる実施体制となっているか。 ・資金計画や収支計画は妥当なものとなっているか。 ・経営の安定性が確保されているか。 ・事業スケジュールは無理なく妥当なものとなっているか。	30 点